

事故発生から保険金お支払いまでの流れ

はじめに

賠償責任事故につきまして、一般的な手順をご説明いたします。

事故内容により手順が変わることもありますので、詳しくは事故報告時に担当者よりご案内いたします。

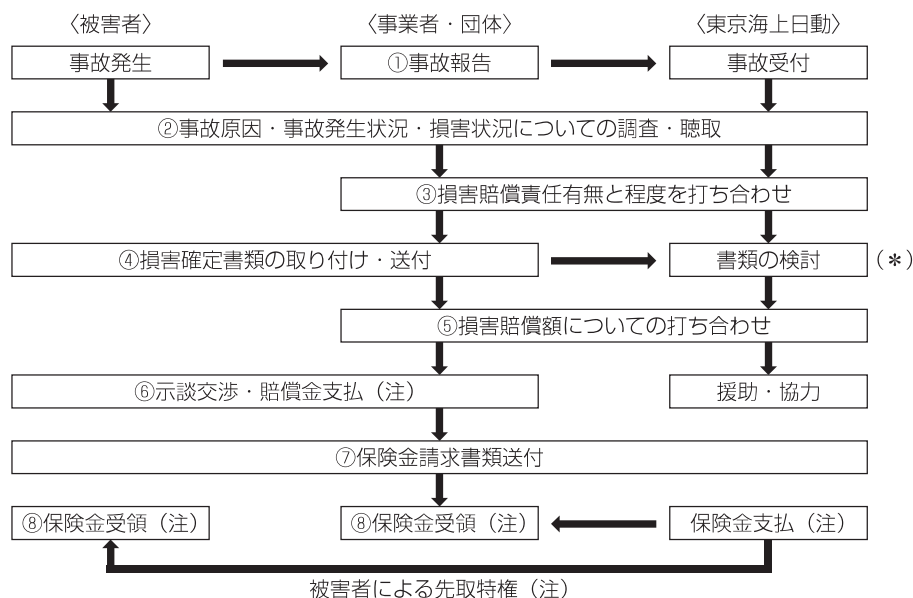
◆賠償責任事故が発生した時には、被害者の方との間で賠償金の額を決めたり、事業者様単独で賠償責任の有無を判断することなく、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。賠償責任が発生するかどうか判断がつかないような場合も同様です。

(引受保険会社の同意を得ないで賠償責任を承認なさいますと保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。)

本保険では引受保険会社は被害者の方と直接の示談交渉はできませんが、解決に向けて協力、援助をさせていただきますので、遠慮なくご相談ください。

◆なお、賠償責任保険で対象とならない傷害の場合は、見舞金での対応可能な場合もありますので、事故報告時にご相談ください。(サービス利用者傷害見舞金保険ご加入の場合)

ご請求手続きの流れ



*事故状況によりお取り付けいただく書類は異なることがあります。詳しくは担当者よりご案内いたします。

(注) 責任保険(身元信用保険については賠償責任に基づく損害の場合)において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

①事故報告

次ページの事故報告用紙にご記入の上、**加入者証**とともに下記へFAXにてご連絡ください。

送付いただきました事故報告を確認の上、引受保険会社担当者から折り返しご連絡いたします。

FAX番号: 050(3385)7613

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第一部 火災新種損害サービス室 東社協担当

②事故原因・事故発生状況・損害状況について調査・聴取

・責任割合の検討

→ご連絡いただきました事故内容から事業者様と被害者の方の責任負担割合を検討いたします。
必要に応じ、事故現場や事業者様のもとに調査員が参ります。

③損害賠償責任有無と程度を打ち合わせ

責任有無及び責任割合についての打ち合わせとなります。

④損害確定書類の取り付け・送付

被害者の方に発生した損害の算定に必要な書類をお取り付けいただきます。事故状況によりお取り付けいただく書類は異なりますので、担当者よりご案内いたします。

⑤損害賠償額についての打ち合わせ

お取り付けいただきました損害確定書類の内容の検討を行い、示談案をご連絡いたします。

(示談案については以下の方法で検討いたします)

・損害額の算定

→被害者の方に発生した損害を金額に換算いたします。(必要に応じ、同意書をもとに医療調査を行います。)

・金額の確定

→「(被害者の方に発生した損害の額) × (事業者様の責任負担割合)」が、事業者様にお支払いできる損害賠償保険金の限度額となります。(ただし、支払限度額が上限となります。)

⑥示談交渉

被害者宛に賠償金額の提示をしていただきます。

引受保険会社ご連絡の金額での示談が出来ない場合は引受保険会社担当者までご連絡ください。

⑦保険金請求書類送付

被害者の方と示談が成立し、示談書のお取り付けおよび賠償金の支払が完了しましたら、保険金請求書と共にご送付ください。なお、保険金請求の際にご提出いただく書類は担当者よりご案内いたします。

⑧保険金受領

ご送付いただきました保険金請求書に基づき、ご指定口座へ保険金をお支払いいたします。

もし事故が起きたときは

＜介護サービス事業者賠償責任保険・受託者賠償責任保険＞

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。

＜約定履行費用保険＞

保険事故となる偶然な事由が生じたことを保険契約者または被保険者が知ったときは、遅滞なく偶然な事由の発生その他の必要事項を取扱代理店または引受保険会社にご通知のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。

＜動産総合保険＞

損害が生じたことを知った場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。現金盗難の事故、または小切手、その他有価証券等に関して保険金をお支払いすべき事故が発生した場合は遅滞なく警察署、消防署、郵便局等に届け出いただき、事故および損害に関する証明書の発行を請求できる場合には、その証明書を取付けてください。小切手等の支払停止依頼、公示催告の申し立て等権利保全のための措置をとっていただきます。小切手、その他有価証券等の事故についてこれらの措置を行わなかった場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、支払停止依頼、公示催告に要した費用については損害の拡大防止または軽減のために要した費用として引受保険会社がお支払いします。

保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。

＜身元信用保険＞

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知の上、保険金請求のお手続きをお取りください。

保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。